公共基準点使用包括承認書

令和8年3月2日

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　様

員弁郡東員町街区基準点の使用について、下記のとおり承認します。

使用目的	地積測量図などの作成のための測量
使用期間	2026年4月1日から2027年3月31日まで
測量地域	員弁郡東員町域
使用する公共基準点	員弁郡東員町が測量計画期間として成果の管理を行っている全ての公共基準点 （使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る）
測量方法	ＧＰＳ測量、トータルステーションほか必要な制度の確保可能な測量方法による
測量作業担当者	包括承認申請を行った機関に属する者が公共基準点を使用する場合は公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。

承認条件

1　別紙公共基準点使用条件を遵守すること。
2　使用終了後は、公共基準点使用報告書を提出すること。
3　同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会について認める。

承認番号　東員建第　4710号
令和8年3月2日

員弁郡東員町長　水谷　俊郎

連絡先	東員町役場　建設課 ℡　０５９４－８６－２８０９

別紙

公 共 基 準 点 使 用 条 件

1　公共基準点の使用に当たっては、作業者は、立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を連絡し、立入りの承諾を得ること。

2　施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合は、それに従うこと。

3　作業者は、使用時に使用承認書または土地家屋調査士会員証を常時携行すること。

4　使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　公共基準点本体及び立ち入った施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

6　作業者は、測量標及びその周辺の現況、測量付近等に工事の予定がある場合は、速やかに公共基準点管理者に連絡すること。

7　作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書を公共基準点管理者に提出すること。